

新型コロナウイルス感染症対策（障害福祉）について

R2. 8. 31 広島県障害者支援課

基本的な考え方

- 障害児者やその家族の日常生活を支えるため、障害者総合支援法等に基づき提供される様々なサービス（入所サービス、通所サービス、訪問サービス等）が、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発せられた状況下においても、可能な限り継続できるよう支援する。

主な取組

(1) 施設・事業所における感染防止の徹底等のための支援

<ソフト事業>

①	マスク・消毒用エタノール・防護服等の提供・備蓄（県保健所・市町・拠点施設）		
②	職員向けの感染防止対策をWEB配信・研修会開催		
③	相談支援従事者等に対するWEB研修		
④	障害者支援施設内で療養する場合の体制整備	別紙 1-1	別紙 1-2
⑤	感染が発生した施設の消毒		
⑥	感染発生時のサービス継続のための職員確保・衛生用品購入等のかかり増し経費の補助		
⑦	感染症対策のための物品購入・研修実施等に必要となるかかり増し経費の助成		
⑧	利用者へのサービス継続に従事する職員に対する慰労金の支給		別紙 2

<ハード事業>

⑨	障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助		
⑩	生産性向上のためのICT導入に係る経費助成		
⑪	介護業務の負担軽減等のためのロボット等の導入支援		
⑫	感染発生時等に柔軟に活用できる多機能型簡易居室の設置助成		

(2) 在宅障害児者への支援

①	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用負担等の補助		
②	聴覚障害者に対する医療機関受診のためのコミュニケーション支援		別紙 3
③	医療的ケア児者への消毒用エタノールの提供		
④	在宅障害者等に対する安否確認等支援		別紙 4
⑤	在宅の障害児者・介護者の医療等提供体制の整備		別紙 5
⑥	サービス利用再開のためのアセスメント・ニーズ調査・調整		

(3) 就労系障害者支援事業所等（福祉的就労をする障害者）への支援

①	共同受注窓口（ふれ愛プラザ）の受注拡大のための営業人員の増員及びオンライン販売の開始		別紙 6
②	就労継続支援事業所の生産活動活性化のための経費助成		
③	就労継続支援事業所等におけるテレワーク等の導入支援		
④	障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者の増員及びリモート面談環境の導入支援		

補正予算事業（事業費）一覧

- 別紙参照

障害者入所施設で発生した新型コロナウイルス感染症によるクラスターの長期化への対応について

1 見真学園での発生状況

- 広島市所管の障害者入所施設「見真学園」における入所者・職員による新型コロナウイルス感染症のクラスターが4月13日に発生，58人が感染し，6月3日に全員の陰性が確認されるまで長期化した。
- 施設内を陽性と陰性にゾーニングし，陽性患者の棟に，医師，看護師を派遣したが，入所者の生活支援については，施設内の現員で，陽性の職員が陽性の入所者を，陰性の職員が陰性の入所者を支援した。

2 課題

- 無症状・軽症例を含めた陽性者全員の病床確保，入所者の病院受け入れが困難な場合を想定した施設内療養の体制整備
- 発生直後からの医療支援の提供のための医療班の派遣
- 入所者・職員の健康管理のための応援看護師の派遣
- 入院する職員が多い場合の応援職員の派遣

3 支援の流れ

発生直後	感染症医療支援チームの派遣 (広島大学病院，広島市立舟入市民病院，東広島医療センター，福山市民病院，庄原赤十字病院，県立広島病院，中国労災病院と協定締結)
	施設消毒の実施
	防護服等の提供
施設内療養開始	DMAT・DPATの派遣（医療機関と協定締結）
	応援看護師の派遣（広島県看護協会と協定締結）
	応援職員の派遣 ⇒別紙1-2参照
	応援職員の宿泊場所の確保
	食事提供体制の確保（施設内で調理できない場合，デリバリー利用）

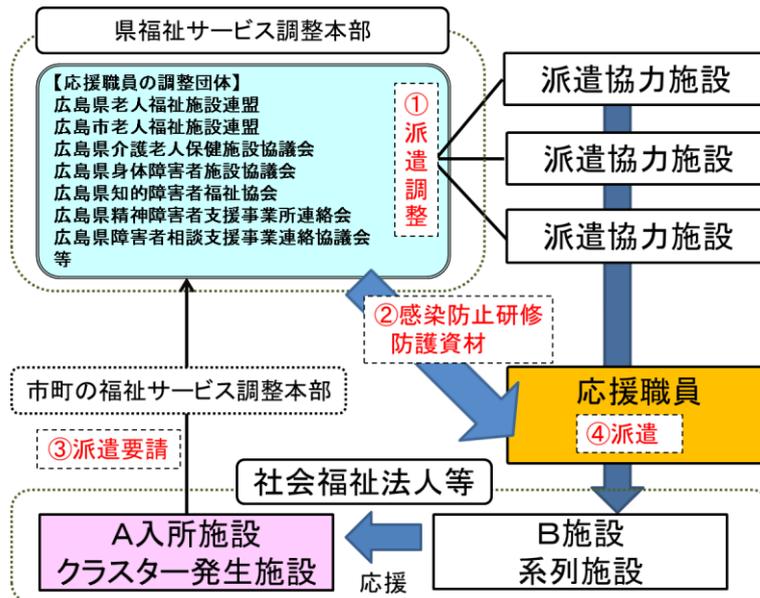
新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への応援体制の構築について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が入所型社会福祉施設等で発生し、サービス提供が困難となった場合においても利用者への影響を最小限に抑えるため、県及び市町がそれぞれ関係団体等と連携して「新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部」を設置し、重層的に応援職員の派遣調整を行う体制を構築する。

市町の調整本部は第一義的な派遣調整等を行い、県の調整本部は広域的な派遣調整、研修の実施、感染防護資材の提供、財政的な支援等を行う。

2 社会福祉施設等への応援体制



3 広島県新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部の役割

- (1) クラスターが発生した場合の感染拡大防止に関すること。
- (2) クラスターの発生により、休業や事業縮小等した場合の代替サービスの確保に関すること。
- (3) クラスターが発生した社会福祉施設等の利用者に対する医療の提供に関すること。
- (4) 市町の事案発生時の体制整備に対する支援に関すること。

4 応援職員の業務内容

PCR検査の結果が陽性の者以外の利用者への介護・生活支援等を行う。

5 応援職員に対する感染防止対策

- (1) クラスター発生施設には、系列の事業所が応援することとし、手薄となった事業所に対して他施設から応援職員を派遣することを基本とする。
- (2) 系列の事業所がない場合等で、クラスター発生施設に直接応援職員を派遣する場合には、施設内をゾーニングした後、クリーンエリアで業務を行うこととし、陽性者へのケアは行わない。
- (3) 応援職員に対し、事前に感染症に関する研修を県が行う。
- (4) 業務を行うために必要な感染防護資材を県が支給する。

6 応援職員の派遣に要する費用に対する支援

応援職員に対する特殊勤務手当（危険手当）、旅費、宿泊費等の派遣に要する費用については、その全部又は一部を県が支援する。

障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金及び施設、事業所等に対する支援について

1 趣旨

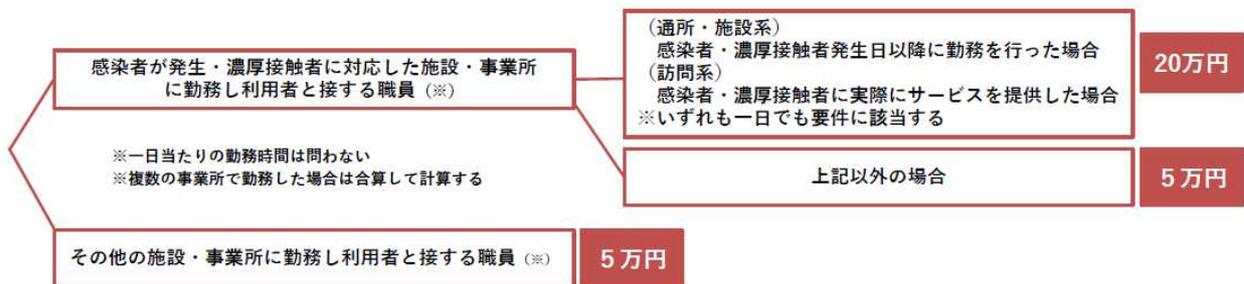
- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら障害福祉サービスを提供されている職員に慰労金を給付する。
- (2) 障害福祉サービス事業所・施設等に対して新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を補助し、障害福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援する。

2 事業概要

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給

令和2年3月6日から6月30日までの期間に、障害福祉サービス施設・事業所等で、通算して10日以上勤務し、患者・利用者と接した職員（※）に対して20万円又は5万円の慰労金を支給する。

※ 障害福祉サービス施設・事業者等での派遣労働者・業務受託者を含む。



(2) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業者等に対し、助成する。

※ 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費が対象

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所
令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額
1利用者当たり1,500円～2,500円

イ 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成

- 対象事業所
令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額
20万円
※ 長机、飛沫防止パネルの購入費、換気設備の購入及び設置に要する経費、電動自転車等の購入又はリース費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用、感染防止のための内装改修費が対象

新型コロナウイルスに感染（疑い）した聴覚障害者が医療機関を受診する際 における情報・コミュニケーション支援について

1 趣旨

新型コロナウイルスに感染（疑い）した聴覚障害者等が医療機関を受診する際の情報・コミュニケーションを支援するため、医療機関のパソコン(スカイプ等の搭載によるテレビ電話の機能付)やタブレット等を活用し、県聴覚障害者センターの手話通訳オペレータによる遠隔手話通訳サービスを利用できる環境を整備する。

2 医療機関への要請

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、聴覚障害者等の障害特性を踏まえた合理的配慮として、各医療機関のパソコンにスカイプを搭載等の情報・コミュニケーション保障環境の整備を要請する。

3 遠隔手話通訳サービスの利用方法

名 称	広島県聴覚障害者センター
電話番号等	TEL : 082-254-0085 FAX : 082-254-0087 Eメール : minami@hiro-chokaku.jp ※御連絡の際は、「電話リレーサービスを利用したい」旨、申し添えていただきますようお願いいたします。
住 所	広島市南区皆実町一丁目 6-29 健康福祉センター 2 階
開館日	火～日曜日 午前 9 時～午後 5 時 (※月曜日は休館日ですが、事前に予約いただければ利用は可能ですので、御相談ください。)



- ① 医療機関のパソコン(カメラ付)又はタブレットにスカイプを搭載していただく。(スカイプのソフトウェアはインターネットから無料でダウンロードできます。)
- ② 県聴覚障害者センターへ電話し、スカイプ利用可能な旨、連絡する。
- ③ 県聴覚障害者センターの通訳オペレータにつなぎ、聴覚障害者等への情報・コミュニケーション保障を行う。

4 聴覚障害者へのタブレットの貸出し

新型コロナウイルスに感染（疑い）した聴覚障害者へのタブレットの貸出しによる情報・コミュニケーション支援についても行うことを準備中

在宅障害者等に対する安否確認支援事業について

1 目的

在宅の障害者，障害児及びその世帯等（以下「在宅障害者等」という。）の安否確認等を行う。

※「在宅障害者等」には手帳を所持していない者も含む。

2 事業内容

相談支援専門員等の専門職が在宅障害者等に対して，集中的に次の事業を実施する。

ア 在宅障害者等への個別訪問等による現状把握の実施

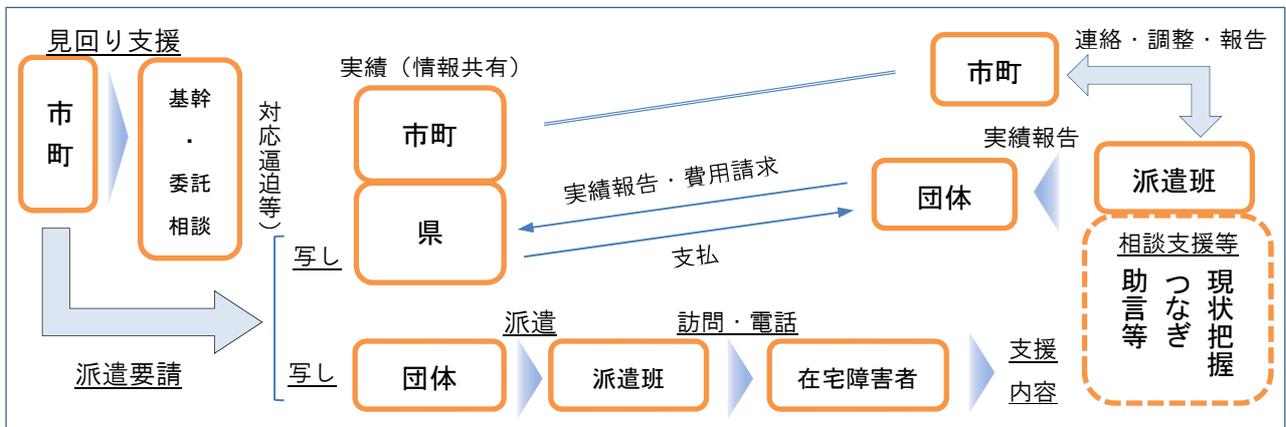
イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施

ウ アに基づく専門的な生活支援等の助言の実施

エ その他在宅障害者等の状態悪化の防止を図るため，在宅障害者等の把握

3 事業の流れ

- (1) 市町からの（2）の要請により，団体を通じた相談支援専門員の派遣による支援を行う。
- (2) 在宅障害者が通常利用されている相談支援事業所が新型コロナウイルス感染により，事業活動が停止した時の代替としての支援，基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等での対応がひっ迫した場合など，基本的に市町の基幹や委託相談の後方支援的な活動が想定される。（状況によっては，圏域外の隣接市町からの要請も考えられる。）
- (3) 市町からの派遣要請は，在宅障害者の障害特性や戸別・電話対応を考慮し，判断する。



4 派遣方法

- (1) 広島県災害時公衆衛生チーム（福祉チーム）活動マニュアルに準じて活動し，相談支援専門員の専門性を効果的に発揮できるものとする。
- (2) 派遣体制については，2名1組で行動することとする。

5 費用負担

対象となる費用		留意事項
派遣期間中の日当， 超過勤務手当，旅費 及び宿泊費	日当	（相談支援専門員）1人1日当たり16,200円
	超過勤務手当	勤務1時間当たりの給与額は日当を7.75で除した額
	旅費及び宿泊費	領収書及び支払証明書を添付
活動のために使用した消耗品費等		領収書及び支払証明書を添付

在宅の障害児者・介護者の医療等提供体制の整備について

1 障害児者・介護者の感染状況別の課題等

区分	介護者	障害児者	状況	課題等
A	+	+	介護者・障害児者ともに要治療	親子入院・親子宿泊療養できる受入先の確保
			介護者が重症の場合等同宿できない場合	・受入先の確保 ・入院・宿泊療養中の障害児者に対するケア
	-	+	障害児者のみ要治療 介護者は濃厚接触者として経過観察	〃
B	+	-	介護者のみ要治療 障害児者は濃厚接触者として経過観察	介護者が不在となる場合の対応

2 課題等への対応について

(1) 市町調整本部と県調整本部との連携

感染事案発生の際には、市町調整本部と県調整本部が連携し、在宅の障害児者に対する医療・介護サービスを確保する。

(2) Aの課題について

【対応方針】

医療的ケアが必要な重症心身障害児者をはじめ障害児者が入院治療する場合、医療以外に障害の特性や程度に応じて必要となる介護等のケアについて、感染症患者受入医療機関の負担を軽減し、**病床の確保と円滑な受入**を図る。

【県の取組】

① 受入可能な医療機関の事前把握

特に受入先が限定される医療的ケアが必要な重症心身障害児者への対応状況についてアンケートを通じて把握し、受入調整本部等と共有

② 外部の専門人材の派遣等

受入医療機関への専門職員（看護職員・介護職員等）の派遣等

(3) Bの課題について

【対応方針】

介護者が入院し、障害児者が濃厚接触者であるがPCR検査陰性の場合など、介護者が不在の場合の障害児者に対する**在宅医療・介護サービスを継続して提供**する。

【県の取組】

① 医療的ケアが必要な重症心身障害児者の短期入所先の確保

最後の受け皿となる短期入所確保に向け、関係機関と調整中

② その他の障害児者に対する在宅生活の支援

感染症対策を徹底した上で、重度訪問介護等を利用して在宅での生活ができるよう、危険手当やPPE等の提供

3 市町における対応

○ 障害児者・介護者の状況の把握

かかりつけ医、相談支援事業所、保護者等と対応を検討する。

○ 相談支援事業所等との連携

相談支援事業所、相談支援専門員と連携して、地域の重度訪問介護等の支援者を確保する。

○ 感染事案が発生した場合の支援者の確保（Aで**在宅療養**の場合、Bの場合）

地域の重度訪問介護等を確保でき次第、県（障害者支援課）へ報告する。

（⇒県から重度訪問介護等へ危険手当やPPE等を提供）

就労系障害者支援事業所の支援について

～コロナに負けるな！ 広げよう、障害者就労支援事業を応援する輪！～

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による各種イベントの中止や対面販売の自粛等により、障害者就労支援事業所（以下「事業所」という）においては、販売機会が激減し、工賃への影響が生じている。

現在は、縮小・自粛をしていた生産活動・販売活動について再稼働させているが、感染防止対策とのバランスや地域行事・会合の縮小・自粛により安定した販売機会の確保が難しい状況である。

広島県においては、工賃への影響を少しでも小さくするため、広島県就労振興センターとも協力し、販路及び受注の確保・拡大の取組を次のとおり実施する。

また、取組の実施にあたっては、各市町と連携や企業等への働きかけ等、事業所支援の意識を県内全域に広げるよう努める。

2 具体的な取組

(1) 事業所製品の販路確保・拡大のための支援

- ア 行政庁舎や公共施設等で従来から行っている販売会等の広報協力（各市町と調整）
- イ 行政庁舎や公共施設，県各機関での販売機会の拡大（販売会実施・定期注文販売等）
- ウ ふれ愛プラザの販売促進活動の支援
 - 事業所製品のセット販売（「おやつ BOX」）開始に伴う新たな販売先の開拓・確保
 - ふれ愛プラザ HP の機能・内容充実（オンライン販売機能の付与等）※4月補正

(2) 優先調達・共同受注窓口の活用促進

- ア 県庁各課及び各機関への優先調達制度の再周知と活用協力依頼
- イ 市町への制度活用促進依頼及び活用が盛んな市町の情報収集（各市町へ依頼）
- ウ 県外郭団体・県庁内に事務局のある各協会・協議会等への制度周知
- エ 県等施設の指定管理者やあい・サポート企業を始めとした一般企業への制度周知

(3) 「応援の輪を広げる市町キャンペーン」の実施

販売機会を失っている事業所を応援し支援するため、県内各市町の行政庁舎や公共施設等で日頃から行われている事業所の販売会等をキャンペーン会場と位置づけ、事業所の活動や製品を知っていただくとともに、販売活動の促進を図る。また、キャンペーンを通じて、県内全域に応援の輪を広げる。

【期間】令和2年8月20日（木）～10月31日（土）

■キックオフ：ふれ愛プラザ20周年記念「夏の感謝祭」

（事業所活動の紹介や製品の展示・販売）

- 日 時 令和2年8月20日（木）10時30分～16時00分
- 場 所 紙屋町シャレオ中央広場
- 主催等 主催：（公社）広島県就労振興センター，広島市就労支援センター
協力：広島県・広島市

■各市町でのキャンペーン

- 場 所 各市町の行政庁舎や公共施設等で行われている事業所の販売会
- 日 程 16市町で実施（詳細は現在調整中）
- 主催等 主催：広島県就労振興センター
協力：広島県・県内市町・広島市就労支援センター
- 内 容 キャンペーン会場で事業所製品を購入いただいた方に対し、抽選で事業所製品のプレゼントを行う。

新型コロナウイルス感染症に関する補正予算事業一覧

(単位：千円)

番号	予算	課名	事業名	事業概要	事業費
1	令和元年度3月補正	障害者支援課	障害者支援施設等における障害児向けの小型マスクの購入、施設等の消毒、広報等	障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に必要な費用を補助する。	10,000
2	令和元年度3月補正	障害者支援課	障害者支援施設等における多床室の個室化の支援	障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。	5,794
3	令和元年度3月補正	障害者支援課	学校休業に伴う放課後等デイサービス利用増に対する支援	特別支援学校等の休業に伴い放課後等デイサービスを利用した場合（新規又は通常より支給量が増加した場合、休日分の単価変更に伴う単価増があった場合、若しくは午前中から支援する等の場合に限る。）について、保護者負担及び地方負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助する。	194,608
4	令和元年度3月補正	障害者支援課	就労系障害福祉サービスにおけるテレワークシステム導入支援	就労系障害福祉サービスにおける在宅就労を推進するために、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を補助する。	5,000
5	令和2年度4月補正	障害者支援課	就労系障害福祉サービス事業所に対するテレワーク導入支援	在宅就労を推進するために要する費用の支援（対象経費：タブレット端末等のハードウェア、ソフトウェア、導入研修・設定費用、個別コンサルティング、営業活動費等）	5,000
6	令和2年度4月補正	障害者支援課	障害者支援にかかる相談支援従事者研修等のオンライン開催（相談支援従事者初任研修・現任研修・主任研修、サビ児管基礎研修・更新研修・専門別研修）	障害福祉サービスを利用するための、サービス利用計画の作成・利用開始のサポート等を行う相談支援専門員の初任者研修等の講義・演習部分を映像化し、オンライン動画配信等により実施する。	7,700
7	令和2年度4月補正	障害者支援課	在宅障害者等に対する安否確認等支援事業（障害児者養成研修等の受講機会拡充への支援）	日常的に人口呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを必要とする人を支援するための、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等について、在宅又は各職場での受講を可能とするため、講義部分を映像化の上実施する。	1,238
8	令和2年度4月補正	障害者支援課	福祉施設（障害者施設）における感染症拡大防止策（消毒用エタノールの一括購入、消毒、広報、個室化等）	①消毒用エタノールの購入 ②使い捨てマスクの購入 ③防護服の購入 ④簡易陰圧装置の購入補助 ⑤発生施設の消毒に係る経費 ⑥配送費	374,899
9	令和2年度4月補正	障害者支援課	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援事業	①学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費 ②代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費 ③居宅レスパイトの提供に係る経費 ④学校の臨時休業に伴う給付費の増に係る障害児入所給付費等国庫負担金 基本報酬差額（平日⇒休日）	414,000

新型コロナウイルス感染症に関する補正予算事業一覧

(単位：千円)

番号	予算	課名	事業名	事業概要	事業費
10	令和2年度4月補正	障害者支援課	福祉サービス提供体制の確保	①応援職員の派遣 ②代替サービスの提供 ア感染者の発生等により、休業要請を受けた通所事業所等のかかりまし費用 イ感染者の発生等により、休業要請を受けた通所サービス事業所等の連携先事業所（利用者を受け入れた事業所等）のかかりまし費用 ウ事務費	156,694
11	令和2年度4月補正	障害者支援課	視覚障害者に対する情報提供体制の維持に向けた指定管理施設設備の環境整備	感染予防のため、休館している視覚障害者情報センター機能の維持に向けて、点訳ボランティア及び音訳ボランティアによる在宅での点字・録音図書の製作を支援するため、必要機器等の環境整備（PC更新）を図る。	4,538
12	令和2年度4月補正	障害者支援課	行政機関や保健所への相談、病院での受診に際し、聴覚障害者が遠隔手話サービスを利用できるよう、聴覚障害者センターの体制を整備	相談・受診時の遠隔手話サービス（電話リレーサービス） ：タブレット等を利用し、手話や文字入力で伝えた内容をオペレーターが仲介してリアルタイムに音声で伝えるサービス	2,221
13	令和2年度4月補正	障害者支援課	障害者就業・生活支援センター（生活支援）の強化（就労系障害福祉サービス等の機能強化事業）	活動自粛や休業等の影響により、就労の維持が困難となる障害者を支援するため、県内8か所のセンターにおける体制を強化する。	10,509
14	令和2年度4月補正	障害者支援課	在宅の障害者に対する相談支援専門員の見回り支援	障害福祉サービスの休業などにより、在宅生活を強いられる障害者やその家族に対して、生活実態の把握や相談支援が滞ることのないよう、相談支援専門員による見回り支援を実施する。	19,229
15	令和2年度4月補正	障害者支援課	障害福祉分野におけるICTロボット導入支援	障害福祉サービス事業所等においてロボット技術等の活用により、感染拡大の防止、介護業務の負担軽減、生産性の向上を図る。	1,800
16	令和2年度5月補正	障害者支援課	在宅障害者医療等提供体制確保事業	在宅の重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）又はその介護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。	53,433
17	令和2年度6月補正	障害者支援課	障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業（新型コロナ対応）	障害者就業・生活支援センターにおける生活支援、就業支援の強化を図るため、リモート面談等に必要なPCやWiFi環境の導入により、新しい日常に沿った運営を図る。	1,800
18	令和2年度6月補正	障害者支援課	就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（生産活動活性化支援事業）	生産活動が停滞し減収となった就労継続支援事業所に対する再起に向けた費用の支援等を行う。	32,000
19	令和2年度6月補正	障害者支援課	障害福祉サービス支援事業	感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。また、新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。	3,109,000

新型コロナウイルス感染症に関する補正予算事業一覧

(単位：千円)

番号	予算	課名	事業名	事業概要	事業費
20	令和2年度6月補正	障害者支援課	社会福祉施設従業者等支援事業 (障害者福祉施設)	新型コロナウイルス感染症が発生した施設に従事する職員(他施設からの応援職員を含む。)に対し、特殊勤務手当の支給や損害賠償保険の加入、宿泊費用の負担などの処遇改善を図り、入所者の介護・生活支援を継続できる環境を整備する。	34,155
21	令和2年度6月補正	障害者支援課	聴覚障害者の意思疎通支援体制強化事業	大規模災害発生時に聴覚障害者の不安や困りごとを把握し必要な情報を提供することにより、避難所等において聴覚障害者が安心して生活できることを目的に、聴覚障害者に対する意思疎通支援の体制を整備する。	2,235